

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和2年度第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境15・16号)の点検・整備業務委託	機械設備等 保守点検	ロジスネクスト近畿(株)	1,171,698円	令和3年3月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクスト近畿株式会社（旧 TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要であり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を容易かつ安価に入手できる製造元であるロジスネクスト近畿株式会社（旧 TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
平野容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD25T9	58H00164
舞洲容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD25T9	58H00163

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)